

令和元年 9 月 24 日
山形地方気象台

吾妻山の噴火警戒レベルの改定及び判定基準の公表について

吾妻山の噴火警戒レベルを改定し、令和元年 9 月 25 日 14 時より運用を開始します。併せて、噴火警戒レベルの判定基準を公表します。

吾妻山（福島県・山形県）では、火山防災協議会における協議の結果、別紙のとおり噴火警戒レベルを改定することになりました。改定した噴火警戒レベルは、令和元年 9 月 25 日 14 時より運用を開始します。

噴火警戒レベルの改定後も、火山活動の状況に特段の変化がなければ、現在発表している噴火警戒レベル（レベル 1）や警戒が必要な範囲に変更はありません。

また、噴火警戒レベルの改定を踏まえて、噴火警戒レベルの判定基準を改定します。

今後も、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っていきます。

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルのリーフレット」のページ

<https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level.html>

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

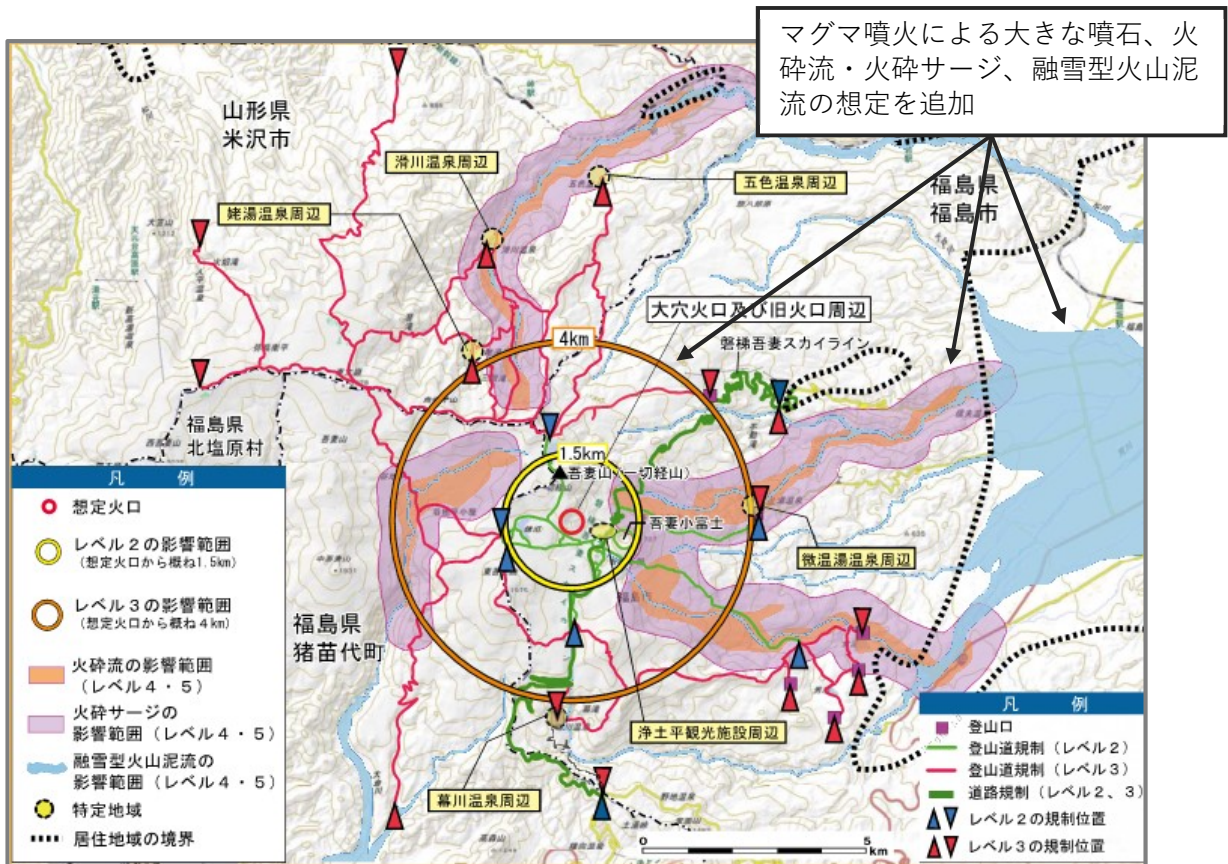
問合せ先：山形地方気象台 担当 火山防災官 尾崎
電話 023-622-0632

吾妻山の噴火警戒レベルの改定について

令和元年7月9日に開催された吾妻山火山防災協議会において、吾妻山の噴火警戒レベルの改定について協議され承認されました。吾妻山火山ハザードマップに基づき、新たにマグマ噴火による大きな噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が想定に加えられました。

上記変更に伴い、各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」は以下のように変更になります。

レベル	噴火警戒レベルの各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (令和元年9月25日14時以降)
レベル5	大きな噴石：火口から概ね4km以内
レベル4	火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流： 影響が及ぶと予想される河川流域と周辺の居住地域（詳細は下図参照）
レベル3	大きな噴石：想定火口から概ね4km以内 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流： 影響が及ぶと予想される居住地域近くまでの河川流域
レベル2	大きな噴石：想定火口から概ね1.5km以内
レベル1	状況に応じて想定火口内



警戒が必要な範囲と規制範囲

(気象庁ホームページに掲載する噴火警戒レベルリーフレットを一部加工)